

消費税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 輸出免税の要件として保存することとされる証明書類について、輸出に係る運送契約が当該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者との間において締結される場合の区分を加える。(第5条関係)
- 2 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)について、次の見直しを行うこととする。(第6条～第10条関係)
 - (1) 不正の目的をもって購入されるおそれが高い物品として免税対象物品から除かれるものの範囲を定める。
 - (2) 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを加える。
 - (3) 購入記録情報の記録事項について、免税対象物品を特定することができる情報を加える。
 - (4) 輸出物品販売場の許可申請書、承認免税手続事業者の承認申請書、承認送受信事業者の承認申請書及び臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請書について、記載事項等を見直す。
 - (5) その他外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直しに伴い、所要の整備を行う。
- 3 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類の範囲について、所要の措置を講ずることとする。(第15条の7関係)
- 4 事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に関し当該期限後申告等に基づき課される重加算税の割合に100分の10の割合を加算する措置について、その対象から除外する特定電磁的記録の保存の要件及びその特定電磁的記録の細目を定めることとする。(第27条の2関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)